

## 令和3年度 海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金交付要領

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響で、特定国に依存する製品・部素材の輸入が滞り、県内で製造ができない状況が続くなど、海外サプライチェーンの毀損が痛手となり、また、輸入に加え、輸出も停滞していることから販路開拓も課題となり、現在仕入れの遅滞・停止は解消しつつあるものの、海外との人的往来が制限されるなど、企業の海外ビジネスを取り巻く環境は依然として厳しい情勢であるなか、中小企業・小規模企業等が行う製品・部素材の調達先国の新規開拓や海外販路の拡大に取り組むことを支援します。

(通則)

第2条 補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定を準用するほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は以下に定めるところによる。

「海外サプライチェーン多元化」

新型コロナウイルス感染症の影響で、特定国に依存していた製品・部素材の輸入が滞り、製造ができない状況が続くなど、海外サプライチェーンの毀損が生じたことにより停滞した海外取引の回復を行うため、当該特定国以外の外国から新規に製品・部素材の調達を図る取組をいう。

「販路拡大」

停滞した海外販路を回復・拡大させるため、または新規に海外販路開拓を行うための取組をいう。

「中小企業・小規模企業等」

三重県中小企業・小規模企業等振興条例（平成26年三重県条例第5号）第2条第3項に規定する中小企業・小規模企業等をいう。

また、以下の項目に該当する中小企業・小規模企業等（いわゆる「みなし大企業」）については、補助対象外とする。

ア 中小企業・小規模企業等以外の者（会社及び事業を営む個人に限る。）との間に、総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を単独で有する関係（以下「直接支配関係」という。）がある者

イ 中小企業・小規模企業等以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者（会社及び事業を営む個人に限る。）との間に、総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権をこれらの者が共同で有する関係がある者

ウ 中小企業・小規模企業等以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員の総数の2分の1以上を占めている者

「主たる事務所又は事業所」

商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、海外サプライチェーン多元化や販路拡大に取り組む、三重県内に主たる事務所又は事業所を置く中小企業・小規模企業等とす

る。ただし、令和2年度海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金の交付を受けたものを除く。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号の全てを満たす事業を行うために必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げる経費のうち、公益財団法人三重県産業支援センター理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

- (1) 海外サプライチェーン多元化や販路拡大に向けて取り組む事業
- (2) 三重県又は三重県が出資（出捐）した団体の他の補助金の交付を受けない事業
- (3) 国、市町等の他の補助金の交付を受けない事業

(補助額)

第6条 補助限度額は、1事業者あたり1,000千円以内とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添え、海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 支出計画書（第1号様式の3）
- (3) 法人にあつては、履歴又は現在事項全部証明書の写し、個人にあつては、住民票抄本の写し（いずれの場合も、交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの写し）
- (4) 役員等に関する事項（第1号様式の4）
- (5) その他理事長が必要とする書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 理事長は、交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付の決定にあたっては、必要に応じ条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の交付の決定にあたって、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 理事長は、前条第2項のただし書きによる申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条の交付決定の内容に対して不服がある場合における、規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の着手時期及び遂行)

第10条 補助事業の着手時期(発注、契約)は、当該補助金の交付決定のあった日以降でなければならない。

- 2 補助事業を実施する申請者(以下「補助事業者」という。)は、令和3年12月31日までに補助事業を完了しなければならない。
- 3 前項に規定する補助事業の完了とは、補助事業の内容及び支払いの完了とする。

(補助事業の変更申請手続)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容もしくは経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を添え、海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金変更申請書(第2号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更の場合にあつては、この限りではない。

- (1) 事業変更計画書(第2号様式の2)
- (2) 支出変更計画書(第2号様式の3)
- (3) その他理事長が必要とする書類

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合の変更をいう。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではない事業の実施内容の細部の変更
- (2) 補助金の事業の補助対象経費(交付決定額)の30%未満の変更

3 理事長は、第1項の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない

(補助金の交付決定の取り消し等)

第13条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 排除要綱別表に該当したとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則の定めによる延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日まで又は令和4年1月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添え、海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金実績報告書(第4号様式。以下「実績報告

書」という。)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第4号様式の2)
- (2) 支出精算書(第4号様式の3)
- (3) その他理事長が必要とする書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 理事長は、実績報告書を受領したときは、当該実績報告書を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第11条に基づいて承認を受けている場合はその内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 理事長は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前条第一項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金請求書(第5号様式)を理事長へ提出しなければならない。

(補助事業に係る経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第18条 理事長は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係諸帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(第6号様式)により速やかに理事長へ報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還については、規則第17条第2項の規定を準用する。

附則

この要領は、令和3年5月24日から適用する

(別 表)

補助対象経費

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
輸送費	調達先の多元化を図るため試作原材料又は評価用サンプルを調達する際の輸送費。海外への販路を拡大するためのサンプル品などを送付する際の輸送費（関税及び輸入消費税は除く）。 なお、販売を目的とする輸送費は補助対象外。	2/3	1,000 千円
調査費	調達先調査、市場調査にかかるコンサルティング費用等（外部委託先の展示会・商談会の参加費等）		
展示会出展費	展示会（オンライン含む）出展にかかる経費（ブース料、ブース設営・出展品搬入委託費、展示会出展品輸送費等）。 なお、海外向けを主目的とする場合、国内開催も含む。		
展示会・商談会参加費	展示会・商談会（オンライン含む）に参加する際の入場料、参加費、会議室使用料等。 なお、海外向けを主目的とする場合、国内開催も含む。		
通訳費	展示会・商談会（オンライン含む）等参加にかかる通訳手配費用		
翻訳費	自社のチラシ、ポスター、カタログ、ウェブページ、商品容器などを多言語化する際のデザイン委託・翻訳費用		
多言語動画作成費	自社の多言語 RR 動画作成費用		
デザイン費	海外向け新商品・改良品の容器等デザイン委託		
試作品原材料費	試作品製作にかかる原材料費		

※公租公課、飲食・接待費、団体の運営など経常的な経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とします。